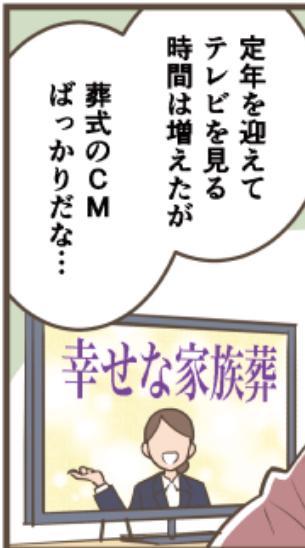


相続編



想定される
相続税が軽減できて
安井家にマッチする対策を
プランニングしてみると…

このような
対策が
考えられます！

対策②(土地がある場合)
アパート・マンション経営
医療・介護事業等のテナント賃貸



土地・不動産の
有効活用

対策①
生前贈与



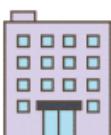
相続税の負担軽減

対策④
住宅費用の支援



二世帯住宅の建築

対策③
資産管理法人
(不動産所有法人)の設立



居住用財産取得の優遇税制
相続時の土地評価が8割引き

考えても
いいかも
しない

ご本人様はもちろん
残される方たちにも
納得していただけるよう
事前に対策が可能です

そのためには
多くの書類の提出が
必要となってきます

どうぞ

不動産は相続財産評価を
下げるのに有効で
かつ家賃収入という
年金、給料とは別に
安定収入を得ることができます

遊休不動産で
アパートや
マンション経営する
選択肢もあります

利用していないのに
固定資産税を
払い続けていたり
売却しづらい
土地代々からの
土地はありますか？

その場合は
相続税の確定を
おこないます

妻や娘は
相続について
まるで詳しく
ないです

適当な処理を

してしまって

後々税務調査が入って
追徴課税が発生しても
困ります

いやしかし
相続の準備をする前に
私が急死して
しまった場合
一体どうすれば…？

///

万が一のことが起きた時はご家族にとつて心細い時期でもあります

ご依頼いただければ我々がしっかりとお手伝いをさせていただきます

まず今後の生活や二次相続を見据えてご家族の皆さんがあな得できる遺産分割方法をご提案します

それは助かります…

支払う税金は遺産分割の内容や順番で大きく変わります
相続税の申告書作成は税理士が担当しますが当事務所では相続財産の評価引き下げを織り込んだ適切な申告書を作成しています

税務調査や追徴課税を防ぐために当事務所では「書面添付制度」を導入しています

どういう制度なんですか？

簡単に説明をすると税理士がきちんと相続財産を調査したという証明の書類です

もし仮に税務調査が行われる場合は税理士のみが税務署へ行き説明を行います

そこで解決すれば税務調査がご自宅に入ることはありません

それは心強い！

ご家族の納得のいく形で相続についてまとめていきましょう！

もちろんです！

今度改めて家族と相談の上一緒にご相談にうかがつてもよろしいですか？

私としては納得安心となりました！

なので適切な相続税申告書作成と内容説明が重要になつてくるのです

ただしこの制度を利用すれば税務調査から逃れられるという事ではありません

うむ！

よくわかりました